

福祉・介護職員等処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

令和6（2024）年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応として、当法人の取り組みを下記の通り公表いたします。

処遇改善加算取得状況について（令和7年度）

各事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況は以下の通りです。

黒瀬ありんこ（生活介護）	・ 加算（Ⅰ）
就労サポートありんこ（就労継続支援B型）	・ 加算（Ⅰ）
ありんこBジョブ（就労継続支援B型）	・ 加算（Ⅰ）
ホームありんこ（共同生活援助）	・ 加算（Ⅰ）
ありんこの家（共同生活援助）	・ 加算（Ⅲ）
ありんこの家（短期入所）	・ 加算（Ⅲ）
障害者総合支援事業費補助金（障害福祉人材確保・職場環境改善等事業）	

福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度）

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑮は必須）取り組んでいる

入職促進に向けた取組	③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
	④ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤ 働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	⑮ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑰ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑮ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
	⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
やりがい・働きがいの醸成	㉕ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	㉖ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施